

社会保険労務士法人リーガルネットワークスが毎月発信するニュースレターです。

10 月から 19 歳以上 23 歳未満の健康保険の被扶養者に係る認定が変わります！

今月のニュースレターでは、第 141 号でご案内いたしました健康保険の被扶養者に係る認定要件の変更につきまして、正式に取扱いが決定しましたので、改めて内容についてご案内いたします。

■ 19 歳以上 23 歳未満の健康保険の被扶養者に係る認定

19 歳以上 23 歳未満の人の健康保険の認定対象者の年間収入について、年間収入に係る認定要件の額が現状 130 万円未満であるところ、認定対象者（被保険者の配偶者を除く。）が 19 歳以上 23 歳未満である場合にあっては 150 万円未満として取り扱うこととなった旨、厚生労働省から通達が発出され、2025 年 10 月 1 日から適用されることとなりました。

■ 年齢要件の判定に関する注意点

今回の変更において、特に注意すべき点は、年齢要件の判定について所得税法上の取扱いと同様にその年の 12 月 31 日現在で行うとされている点となります。

- 2026 年 10 月に 19 歳の誕生日を迎える場合
⇒ 2026 年における年間収入要件は 150 万円未満
- 2030 年 10 月に 23 歳の誕生日を迎える場合
⇒ 2030 年における年間収入要件は 130 万円未満

18 歳であっても年間収入を 150 万円で判断することや、22 歳であっても年間収入を 130 万円で判定することがある点に注意が必要になります。

■ 今から準備を進めておくべきことは

今回の変更に対して、混乱が生じぬよう、該当年齢の扶養予定者がいる従業員の有無や、該当者の年間収入の見込みと年末時点での年齢等、事前に確認、準備を進めておくことが必要となってまいります。

参考 URL

[「19 歳以上 23 歳未満の被扶養者に係る認定について」（2025 年 7 月 4 日保発 0704 第 1 号・年管発 0704 第 1 号）](#)

◆8 月の労務スケジュール

～8/31 7 月分社会保険料納付

～8/10 7 月分源泉徴収税額住民税額の納付

◆夏季休業のお知らせ

誠に勝手ながら、**8/13（水）、8/14（木）、8/15（金）**は弊所の夏季休業日とさせていただきます。

ご不便をおかけするかもしれませんが、ご了承のほど、何卒よろしくお願いいたします。